

介護医療院の基準（概要）

1 人員基準の概要

医師	入所者48人に対し常勤換算方法で1人以上(その数が3に満たない場合は3とし、その数に1に満たない端数が生じたときは1として計算)	
薬剤師	入所者の数を150で除した数	
看護職員	入所者6人に対し常勤換算方法で1人以上	＜ユニット型＞ ・ 日中1ユニット(常時)配置 ・ 夜間は2ユニットに1人職員を配置 ・ ユニットリーダーをユニットごとに配置
介護職員	入所者5人に対し常勤換算方法で1人以上	
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	実情に応じた適当数	
栄養士又は管理栄養士	入所定員100以上で1以上	
介護支援専門員	入所者100人に対して常勤で1人以上(100人を超える場合はその端数を増すごとに1人以上が基準)	
診療放射線技師	実情に応じた適当数	
宿直	医師の宿直が必要	
その他	調理員、事務員、その他の職員	

2 施設及び設備基準の概要

- ・ 建物は、耐火建築物とすること。
ただし、療養室、談話室、食堂、浴室、レクリエーション・ルーム、便所等入所者が日常継続的に使用する施設を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合は、準耐火建築物とすることができる。
- ・ 介護医療院の設備は専ら当該介護医療院の用に供しなければならない。
ただし、入所者の処遇に支障がない場合はこの限りではない。
- ・ 下記の基準については、国の示す基準を一覧に取りまとめた概要版である。事業実施にあたっては、「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」や関係法令を必ず確認すること。
- ・ 下記の基準以外にも、建築基準法等他の法令の基準を満たすこと。

【従来型】

区 分	基 準	備 考
療養室	・ 1の療養室の定員は、4人以下とすること。 ・ 入所者1人当たりの床面積は、8㎡以上とすること。 ・ 地階に設けてはならないこと。 ・ 1以上の出入り口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 ・ 入所者のプライバシーの確保に配慮した療養床を備えること。 ・ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 ・ ナース・コールを設けること。	・ 面積にかかる基準は内法での測定とする。 ・ 療養室に洗面所を設置した場合に必要な床面積及び収納設備の設置に要する床面積は、基準面積に含めて差し支えない。 ・ 多床室の場合は家具、パーティション、カーテン等の組合せにより、室内を区分することで、入所者同士の視線等を遮断し、入所者のプライバシーを確保すること。カーテンのみで仕切られているに過ぎないような場合には、プライバシーの十分な確保とはいえない。また、家具、パーティション等については、入所者の安全が確保されている場合には、必ずしも固定されているものに限らない。 ・ ナースコールは、入所者の状況等に応じ、サービスに支障を来さない場合には、入所者の動向や意向を検知できる機器を設置することで代用することとして差し支えない。

区 分	基 準	備 考
診察室	次に掲げる施設を有すること。 ・ 医師が診察を行う施設 ・ 喀痰、血液、尿、糞便等について通常行われる臨床検査を行うことができる施設(以下「臨床検査施設」という。) ・ 調剤を行う施設 ・ 臨床検査施設は、臨床検査技師等に関する法律第2条に規定する検体検査(以下「検体検査」という。)の業務を委託する場合にあっては、当該検体検査に係る設備を設けないことができる。 ・ 臨床検査施設において検体検査を実施する場合にあっては、医療法施行規則第9条の7から第9条の7の3までの規定を準用する。	・ 医師が診察を行う施設については医師が診療を行うのに適切なものとする。 ・ 臨床検査施設は、病院又は診療所に設置される臨床検査施設に求められる検査基準及び構造設備基準を満たすものであること。 ・ 調剤を行う施設は、病院又は診療所に設置される調剤所に求められる基準を満たすものであること。
処置室	次に掲げる施設を有すること。 ・ 入所者に対する処置が適切に行われる広さを有する施設 ・ 診察の用に供するエックス線装置(定格出力の管電圧(波高値とする。))が10キロボルト以上であり、かつ、その有するエネルギーが1メガ電子ボルト未満のものに限る。	・ 医師が処置を行う施設については、医師が処置を行うのに適切なものとする。なお、当該部分については、診察室における医師が診察を行う施設の部分と兼用することができる。 ・ 診療の用に供するエックス線装置にあっては、医療法、医療法施行規則及び医療法施行規則の一部を改正する省令の施行についてにおいて求められる防護に関する基準を満たすものであること。
機能訓練室	・ 40㎡以上の面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。ただし、併設型小規模介護医療院にあっては、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。	・ 面積にかかる基準は内法での測定とする。
談話室	・ 入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しむための広さを有すること。	・ 談話室には入所者とその家族等が談話を楽しむよう、創意工夫を行うこと。
食堂	・ 入所者1人当たり1㎡以上の面積を有すること。	・ 面積にかかる基準は内法での測定とする。
浴室	・ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 ・ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。	・ 入所者の入浴に際し、支障が生じないよう配慮すること。
レクリエーション・ルーム	・ レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。	
洗面所	・ 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。	
便所	・ 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。	
サービス・ステーション		・ 看護・介護職員が入所者のニーズに適切に応じられるよう、療養室のある階ごとに療養室に近接して設けること。
調理室		・ 食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食器等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。
洗濯室又は洗濯場		
汚物処理室		・ 他の施設と区別された一定のスペースを有すれば足りること。
その他	・ 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。 ・ 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、直通階段を建築基準法施行令第123条第1項の規定による避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。	・ 入所者が常時介護を必要とする高齢者であることから、療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターを設置すること。

区 分	基 準	備 考
その他	診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則第30条等の規定を準用する。	介護医療院のサービスの一環として行われる診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、医療法において病院又は診療所が求められる危害防止上必要な方法を講ずること。
	階段には手すりを設けること。	階段の傾斜は緩やかにするとともに、適当な手すりを設けること。なお、手すりは両側に設けることが望ましい。
	- 廊下幅は片廊下1.8m以上、中廊下2.7m以上とすること。 - 手すりを設けること。 - 常夜灯を設けること。	- 廊下幅は、内法によるものとし、壁から測定するものとする。 - 手すりは両側に設けることが望ましい。 - 中廊下は、廊下の両側に療養室等又はエレベーター室のある廊下をいうこと。
	入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。	- 入所者の身体の状態等に応じたサービスの提供を確保するため、車椅子、ギャッチベッド、ストレッチャー等を備えること。 - 家庭的な雰囲気を確保するよう創意工夫すること。 - 車椅子等による移動に支障のないよう床の段差をなくすよう努めること。 - 病院又は診療所等と併設する場合には、両施設の入所者の処遇に支障がないよう、表示等により病院又は診療所等との区分を可能な限り明確にすること。
	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。	- 消防設備に関しては設置予定地を所管する消防署に事前に相談すること。 - 福祉都市環境整備指針(名古屋市長策定)において、福祉的観点からまちづくりの基本理念や、福祉のまちづくりを推進していくための具体的な方策、及び公共的建築物等を整備する上での「設計・施工上の標準としての技術的基準」を示しているので参照すること。

【ユニット型】

- 機能訓練室及び浴室は専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなければならない。
- ただし、入居に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合はこの限りではない。

区 分	基 準	備 考
ユ ニ ッ ト 療 養 室	1の療養室の定員は、1人とする。	サービスの提供上必要と認められる場合 例:夫婦で療養室を利用する場合など
	ただし、入居者への介護医療院サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とする。	
	- 療養室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。 - ただし、1のユニットの入居者の定員は原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。	〔「近接して一体的に」とは〕 (ア) 当該共同生活室に隣接している療養室 (イ) 当該共同生活室に隣接していないが、(ア)の居室と隣接している療養室 (ウ) その他当該共同生活室に近接して一体的に設けられている療養室 各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから1のユニットの入居定員はおおむね10人以下とすることを原則とする。ただし、支援するのに支障がないと認められる場合には15人までのユニットも認める。
	- 療養室の面積は10.65㎡以上とすること。 2人室の場合は21.3㎡以上とすること。 - 地階に設けてはならないこと。 1以上の出入り口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 - 入居者のプライバシーの確保に配慮した療養床を備えること。 - ナース・コールを設けること。	- 面積にかかる基準はすべて内法での測定とする。 - 療養室内に洗面所が設けられているときはその面積を含み、便所が設けられているときはその面積を除く。 - 身の回りの品を保管することができる設備は、必要に応じて備えれば足りる。

区 分		基 準	備 考
ユ ニ ット	共同 生活室	- いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 - 共同生活室の床面積は2㎡に当該ユニットの入居者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 - 必要な設備及び備品を備えること。	- 他のユニットの入居者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動できること。 - 当該ユニットの入居者全員とその介護等を行う職員が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。 - 介護を必要とする者が食事をしたり、談話等を楽しんだりするのに適したテーブル、椅子等の日便を備えなければならない。
	洗面設備	- 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。 - 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。	療養室ごとに設けることが望ましいが共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合は、共同生活室の1か所に集中して設けるのではなく、2か所以上に分散して設けることが望ましい。
	便所	療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。	
	診察室	次に掲げる施設を有すること。 - 医師が診察を行う施設 - 臨床検査施設 - 調剤を行う施設 検体検査の業務を委託する場合にあっては、当該検体検査に係る設備を設けないことができる。 臨床検査施設において検体検査を実施する場合にあっては、医療法施行規則第9条の7から第9条の7の3までの規定を準用する。	
	処置室	次に掲げる施設を有すること。 入居者に対する処置が適切に行われる広さを有する施設 ※医師が診察を行う施設と兼用することができる。 診察の用に供するエックス線装置。	
	機能訓練室	40㎡以上の面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。ただし、ユニット型併設型小規模介護医療院にあっては、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。	面積にかかる基準は内法での測定とする。
	浴室	- 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 - 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。	浴室は療養室のある階ごとに
	サービス・ス テーション		
	調理室		
	洗濯室又は 洗濯場		
	汚物処理室		
	その他	- 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。 - 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、直通階段を建築基準法施行令第123条第1項の規定による避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。 - 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則第30条等の規定を準用する。 - 階段には手すりを設けること。	

区 分	基 準	備 考
その他	- 廊下幅は片廊下1.8m以上、中廊下2.7m以上とすること。 - なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、片廊下1.5m以上、中廊下1.8m以上として差し支えない。 - 手すりを設けること。 - 常夜灯を設けること。	- 廊下幅の一部の幅を拡張することによりとは、アルコーブを設けることなどにより、入居者、職員等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。 - 廊下幅は、内法によるものとし、壁から測定するものとする。 - 手すりは両側に設けることが望ましい。 - 中廊下は、廊下の両側に療養室等又はエレベーター室のある廊下をいうこと。
	入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。	
	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。	- 消防設備に関しては設置予定地を所管する消防署に事前に相談すること。 - 福祉都市環境整備指針(名古屋市策定)において、福祉的観点からまちづくりの基本理念や、福祉のまちづくりを推進していくための具体的な方策、及び公共的建築物等を整備する上での「設計・施工上の標準としての技術的基準」を示しているので参照すること。

3 参考

厚生労働省令、関係通知等、国の示す基準等の関連資料に関しましては、以下のウェブサイトでご確認ください。

- 厚生労働省法令等データベース <https://www.mhlw.go.jp/hourei/>
- 独立行政法人福祉医療機構ホームページ <https://www.wam.go.jp/hp/>

<基本的な法令等>

- ・「名古屋市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」
- ・「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」、「(同左)」について」
- ・「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」
- ・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」